

香港ビジネスと税務ガイド (4)

香港の給与所得税、 不動産所得税、税務上の義務

January 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

概要

香港は、その税制度や歴史的背景により、外国企業による中国投資の玄関口として重要な役割を担っています。今回は、その香港における給与所得税、不動産所得税、税務上の義務について解説を行います。

「香港ビジネスと税務ガイド (3) 香港の事業所得税」(2016 年 12 月 8 日付掲載) では、香港においてビジネスを行うことにより納付義務が生じる事業所得税や登録料について解説しました。今回はその続編として「香港の給与所得税、不動産所得税、税務上の義務」について解説を行います。

7. 個人に関わる税金

(1) 給与所得税

1) 課税対象

給与所得税は、香港におけるあらゆる雇用ないし年金などにより生じた所得に関して、全ての個人に対して課税されます。これらの給与所得としては、給与、有給休暇中の給与および手当、歩合、賞与、一時金ないし臨時収入、手当、ストックオプション収入などが含まれます。香港における雇用から生じたあらゆる所得は、その労務の一部が香港外で提供されたものであったとしても、基本的に給与所得税の課税対象であると見なされます。

香港外での雇用に関して生じた所得については、香港において提供された労務から生じた所得の範囲内でのみ、課税されます。香港内、もしくは香港外のどちらで雇用がなされているかについては、雇用に当たっての交渉および契約締結がなされた場所、その発効地、雇用者の居住地、給与の支払地をはじめとする種々の要因によって決定されます。

2) 税率

給与所得税の納付義務については、課税年度（4月1日～3月31日）に発生した実際の所得に基づいて判断がなされます。また、給与所得税の予定納税額に関しても、同一の納税通知書により通知が行われます。予定納税額は、翌年度の推計所得総額から所定の額を控除した後の額により計算されます。

給与所得税は、費用および人的控除項目を控除した後の純課税所得について、2～17%の累進課税制度により計算がなされます。しかし、給与所得税は、納税者の費用を控除した後の純課税所得（ただし、人的控除実施前）の標準税率割合（現行 15%）を超える部分については課税されません。

3) 控除可能項目

最終課税所得を計算する際には、原則的に所得を得るに当たり必要かつ完全にそのためにのみ支出された費用についてだけ、控除が認められることとなっています。また、下記の支出についても控除が認められています。

【控除限度額（2016／2017 年度）】 （単位：香港ドル）

自己教育、研修	80,000
住宅ローン利子	100,000
認定慈善事業への寄付金	35% of income
高齢者居住介護	92,000
退職金給付に対する強制積み立て	18,000

(2) 人的控除

下記のような控除が納税者に対して認められています。

【人的控除限度額（2016／2017 年度）】（単位：香港ドル）

基礎控除（独身）	132,000
基礎控除（既婚）	264,000
子女控除（1 人当たり）	
第 1 子から第 9 子まで	
誕生年度の場合	200,000
翌年度以降の場合	100,000
扶養父母・祖父母控除（1 人当たり）	
60 歳以上	
同居	92,000
別居	46,000
55 歳から 59 歳まで	
同居	46,000
別居	23,000
扶養兄弟姉妹控除（1 人当たり）	33,000
寡婦（夫）控除	132,000
扶養障がい者控除	66,000

基礎控除（独身）については、独身者もしくは配偶者との夫婦合算申告を選択しなかった既婚者に認められます。
基礎控除（既婚）については、夫婦合算申告を選択した者に対して認められます。

(3) 不動産所得税

個人が所得した香港における不動産からの賃料収入は、当該不動産に関わる賃料収入の純課税対象価額に対し標準税率（15%）でもって課税されます。なお、この純課税対象価額は、賃料収入総額のおよそ 80%程度になります。

(4) 総合所得課税

総合所得課税を選択することで、香港居住者は自身が雇用されることによって得た収入およびその他の所得を合算し、給与所得税の課税方法に基づく課税を受けることが認められています。これにより、下記のような恩恵を享受することが可能です。

1) 人的控除の最大限の活用

2) 認可を受けた慈善寄付金の総所得額の 35%までの控除

3) 不動産の賃料収入を得るためになされた借入金の利息支出額控除

4) ある課税所得を得るに当たって生じた損失額の他の課税所得からの控除

(5) 遺産相続税

香港には遺産相続税はありません。

8. 納税者および雇用者の一般的義務

(1) 納税者の義務

納税者の義務（給与所得、不動産所得、その他所得に関わる税に関して）としては、以下のようなものが挙げられます。

1) 内国歳入庁長官に対し、自身に納税義務があるか否かを、課税対象年度の基準期間終了後 4 カ月以内に書面でもって通知しなければならない。

2) 内国歳入庁長官に対し、商取引、職業行為、その他事業の停止、もしくは事業所や雇用の廃止およびそれに伴いいかなる給与が課税可能かについて、1 カ月以内に書面でもって通知しなければならない。また、何らかの所得収入が停止、もしくは土地ないし建物の所有権が手放された場合も、同様に通知しなければならない。

3) 給与所得税、その他所得税の課税対象者、もしくは総合所得課税選択者で香港を1 カ月以上離れる者は、内国歳入庁長官に対して、少なくとも出発予定日の1 カ月以上前までにその旨を通知しなければならない。また、香港へ帰ることが予定されている場合は、おおよその帰国日を通知する義務がある。事業および雇用の都合により頻繁に香港を離れる者については、これらの義務は免除される。

4) 住所変更があった場合、内国歳入庁長官に対し1 カ月以内に書面でもってその旨を通知しなければならない。

5) 所得および支出について（英語、中国語のいずれかで）十分な記録を残し、自身の課税所得について関与した取引の日付後最低7年間は把握できるようにしなければならない。

(2) 雇用者の義務

1) 内国歳入庁に対し、雇用の開始後3 カ月以内に、給与所得税の納付義務発生が見込まれる新たな被雇用者について、特筆すべき事項とともに雇用が始まった旨の通知をしなければならない。

2) 各課税年度について、自身に対して発行された「被雇用者への給与および年金など支払いについての雇用者申告書」を、発行日から1 カ月以内に記入、提出しなければならない。

3) 内国歳入庁に対して、被雇用者が停職ないし退職する、もしくは停職ないし退職する予定である場合には、その1 カ月前に通知しなければならない。

4) 内国歳入庁に対して、給与所得税納付義務のある被雇用者が香港を1 カ月以上離れる予定がある場合には、1 カ月前にその旨を通知し、通知の日から1 カ月の間に相当する部分について、当該被雇用者の給与などにかかる所得税を源泉徴収しなければならない。なお、この規定は業務上の理由から香港を頻繁に離れる必要がある被雇用者に対しては適用されない。

CONTACT

Mazars

Japan Desk

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. Takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn